

平成16年度におけるかび毒対策行動計画

1. 背景

- (1) 麦類のかび毒については、平成14年5月に厚生労働省が小麦のデオキシニバレノール（DON）の暫定的な基準値（1.1ppm）を設定したことから、農林水産省として、我が国における麦類の汚染実態を調査するとともに、赤かび病の防除やDON低減のための施策を総合的に進めるため、省内に麦類のかび毒対策チームを構築し、総合的にリスク管理を進めてきたところである。
- (2) 一方、農産物を汚染するかび毒については、世界的にも数多く種類について知られており、コーデックス委員会の食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）においても、かび毒についてリスク管理対策が必要であるとの認識から、かび毒の最大基準を検討するとともに、その検討材料となる実態調査データの要請を行い、リスク低減のための行動規範について検討を行っている。
- (3) さらに、我が国においても、麦類の赤かび病を原因とするDON以外に、かびを原因とする農産物の事故報告があり、健康被害の未然防止に重点を置きつつ、安全な農産物の安定供給を図る観点から、農産物の栽培、調製、貯蔵・保管等の各工程において、かびやかび毒の発生原因の除去や低減対策等のリスク管理をより一層的確に行うことが必要となっている。このため、かび毒全般にわたる総合的なリスク管理を行うこととし、麦類のかび毒対策チームを改組し、かび毒対策チームを設置するとともに、かび毒についての計画的な汚染実態調査、リスク低減技術の開発やその導入・普及を推進することとする。

2. リスク管理の当面の進め方

- (1) リスク管理の初期作業として必要なかび毒のリストアップと優先順位付け。
- (2) 優先順位に基づき、国内産農産物におけるかび毒汚染実態調査の実施。
- (3) 輸入農産物の輸入時におけるかび毒検査及び汚染農産物の輸入防止措置の実施。
- (4) かび毒のリスク低減技術の開発と普及。
- (5) コーデックス委員会等における基準値の検討に資するデータ提供。
- (6) 消費者、流通業者、生産者などの関係者に対する、かび毒に関する情報の適切な提供とリスクコミュニケーションの実施。

3. リスク管理における留意事項

コーデックス委員会への対応やリスクコミュニケーションの実施について、厚生労働省等と連携して行うこと。

○ かび毒対策の活動計画（16年度）

活動内容	4～9月	10～3月	備考（17年度以降の予定を含む）
○かび毒対策チームの設置（5月） （リスク管理） ＜優先順位付け＞			
○リスク管理措置の必要なかび毒のリストアップと優先順位付け			かび毒リスク管理検討会（仮称）の開催
＜実態調査・検査＞			
○国内産農産物のかび毒汚染実態調査の実施	（麦類のDON、リンゴジュースのパツリン等）		
	調査結果は取りまとめ次第公表		
○輸入農産物（米、小麦等）のかび毒検査			
	検査結果は取りまとめ次第公表		
＜分析技術＞			
○分析機関を対象とした精度管理試験の実施			17年度以降も継続実施
○サンプル採取方法や分析法の開発・改良			17年度以降も継続実施
＜防除対策＞			
○麦の赤かび病の適時的確な防除の推進			
	予察情報を発表し防除指導の実施、防除実施状況のとりまとめ		
○リスク低減のためのGAP作成と技術普及			
＜研究開発＞			
○効果の高い防除技術等の研究開発			17年度以降も継続実施
○赤かび病抵抗性品種の開発・普及			引き続き、赤かび病抵抗性選抜マーカーの開発と育種素材の育成を推進
（コーデックス）			
○コーデックス委員会へのデータ提供			
（リスクコミュニケーション）			
○関係者との意見交換			

○ 麦類のかび毒対策の実施状況（15年度）

活動内容	実施状況
○検討チームの設置(9/1)	
(リスク管理) <実態調査・検査>	
○国内産麦類かび毒実態調査の実施	調査を実施。第1四半期に調査結果を公表(4/27)
○輸入小麦のかび毒検査	検査を実施。第1四半期に検査結果を公表(4/28)
○自主検査に基づく汚染小麦の流通防止の指導	生産者団体が制定した自主検査実施要領に基づき、平成14年度に引き続いて自主検査を実施
<分析技術>	
○流通段階におけるDON簡易分析法による自主的な検査の普及	8月に簡易分析法について、スクリーニング法として使用可能である旨の通知発出
○DON分析機関を対象とした精度管理試験の実施	8月及び9月に、検査機関を対象として外部精度管理試験（技能試験）を実施
○簡易分析法を含む分析法の開発・改良	DON分析用前処理カラムの適用範囲を検討
<防除技術>	
○赤かび病の適時的確な防除の推進	発生予察情報に基づく適時的確な防除を実施 今年度の発生・防除状況の取りまとめを実施
○効果の高い防除技術等の研究開発	発病機構の解明、耕種的防除等による汚染低減技術の開発等を実施
<品種>	
○赤かび病抵抗性品種の開発・普及	赤かび病抵抗性選抜マーカーの開発と育種素材の育成を推進
(コーデックス)	
○コーデックス委員会への対応	第36回食品添加物・汚染物質部会へDON実態調査データを提供

(参考)

平成16年5月12日

かび毒対策検討チームの設置について

1 趣旨

麦類のかび毒については、平成14年5月に厚生労働省が小麦のデオキシニバレノール(DON)の暫定的な基準値(1.1ppm)を設定したことから、農林水産省として、赤かび病の防除やDON低減のための施策を総合的に進めるため、省内に麦類のかび毒対策チームを構築し、総合的にリスク管理を進めてきたところである。しかしながら、麦類のDON以外にも、農産物を汚染するかび毒については、数多くの種類が知られており、コーデックス委員会の食品添加物・汚染物質部会においては、食品中のかび毒のリスク管理について検討が行われている。

このような状況を踏まえて、国民に対し安全な食品を提供していく観点から、農産物のかび毒全般にわたる総合的なリスク管理を行うこととし、麦類のかび毒対策チームを改組し、かび毒対策チームを設置する。

2 構成員

検討チームの構成員は次のとおりとする。なお、構成員は必要に応じ追加できるものとする。

また、本検討チームの下に担当補佐レベルからなるワーキンググループを設置する。

(主 査)	消費・安全局	参事官
(副主査)	消費・安全局	農産安全管理課長
		総合調整官
		食品安全危機管理官
(構成員)	総合食料局	食品産業振興課長
	食糧部	計画課長
		消費流通課長
		食糧貿易課長
	消費・安全局	消費・安全政策課長
		衛生管理課長
		植物防疫課長
		消費者情報官
	生産局	農産振興課長
		果樹花き課長
	経営局	保険課長
		保険監理官
	技術会議	研究開発課長
		地域研究課長
		国際研究課長

3 検討事項

- (1) リスク管理措置の必要なかび毒のリストアップと優先順位付け
- (2) 農産物のかび毒の実態把握、リスク管理手法の検討等
- (3) 消費者への情報提供等
- (4) その他リスク分析に関わる必要な事項

4 事務局

会議の事務は、消費・安全局農産安全管理課が処理する。